◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第432号（H29.12.22）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝8件（12月15日～12月21日分）
(1)乗合バスの死傷事故
(2)乗合バスの車内事故
(3)貸切バスの転落・横転事故
(4)法人タクシーの衝突事故①
(5)法人タクシーの衝突事故②
(6)法人タクシーの衝突事故③
(7)トラックの酒気帯び衝突事故
(8)トラクタ・トレーラの酒気帯び衝突事故
2.継続的に安全に取り組む優良な貸切バス事業者が増えています！～「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に基づく認定について～【新着情報】
3.トラックの「Gマーク」をご存じですか？～安全性評価をクリアした優良なトラックだけが表示できる「安全・安心・信頼の証」です～
4.貸切バス事業者等に対する覆面添乗調査の結果について
5.年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しましょう!!
6.事業用自動車事故調査委員会の調査報告書の公表について
7.貸切バスのドライブレコーダーの映像の記録・保存について
8.貸切バスのドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督の実施について

◇◇◇

め、当該乗客が転倒した。
この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(3)貸切バスの転落・横転事故
12月17日（日）午後4時30分頃、北海道の道道において、道内に営業所を置く貸切バスが乗客34名を乗せ運行中、道路左側に逸脱して約1m転落し車体左側面を下にして横転した。
この事故により、乗客5名と当該貸切バス運転者が軽傷を負った。
現場は直線道路で、当時、路面は圧雪状態であった模様。

(4)法人タクシーの衝突事故①
12月16日（土）午後2時54分頃、東京都の国道交差点において、都内に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、右折しようとしたところ、対向車線を直進してきたオートバイと衝突した。
この事故により、オートバイの運転者が重傷を負った。
事故当時、タクシー側の信号は右折の矢印信号であった模様。

(5)法人タクシーの衝突事故②
12月18日（月）午前10時40分頃、群馬県の市道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、左方向から進行してきた乗用車と衝突した。
この事故により、当該タクシーの乗客が重傷を負い、当該タクシー運転者が軽傷を負った。
事故は、乗用車が一時停止をせずに交差点に進入したたため発生した模様。

(6)法人タクシーの衝突事故③
12月20日（水）午後0時00分頃、和歌山県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、橋の欄干に衝突した。
この事故により、当該タクシーの乗客が重傷を負った。
事故は、当該タクシー運転者が漫然と運転していたことが原因の模様。

(7)トラックの酒気帯び衝突事故
12月17日（日）午後2時35分頃、岩手県の高速道路において、宮城県に営業所を置くトラックが運行中、ジャンクションの分岐点で進路の間違いに気づき進路を戻した際、分離帯に衝突した。
この事故による負傷者はなし。
事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕された模様。

(8)トラクタ・トレーラの酒気帯び衝突事故

12月21日（木）午後4時30分頃、愛媛県の国道において、同県に営業所を置くトラクタ・トレーラが運行中、センターラインを超えて対向車線に進入したため、対向してきた乗用車と衝突した。
この事故により、乗用車の運転者が軽傷を負った。
事故後の警察による調べにより、当該トラクタ・トレーラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕された模様。

上記8件の死傷者数計：死亡1名、重傷4名、軽傷8名（速報値）

◇◇◇

国土交通省が推奨するトラックの「Gマーク事業所（安全性優良事業所）」について、12月14日、公益社団法人全日本トラック協会が、6,597事業所の認定を行いました。
今回の認定により、全国のGマーク事業所は合計で24,482事業所（すべてのトラック事業所の28.9%）となり、安全運行を励行するトラックが増えてきています。

Gマーク制度（貨物自動車運送事業安全性評価事業）とは
◯荷主や利用者が「より安全性の高いトラック」を選びやすくするため、安全に関する37項目を評価し、優良な事業所を認定する制度です。（トラックの適正化事業実施機関である（公社）全日本トラック協会が、平成15年から実施。）
◯国土交通省では、Gマーク認定を10年以上継続している事業所を表彰しているほか、Gマーク事業所においてはIT点呼を可能とすること（対面点呼が原則）などのインセンティブを付与しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000142.html

◇◇◇

たび事故・事件等が発生した場合には大きな被害となることが予想されます。
国土交通省では、12月10日～翌年1月10日までの期間を、「年末年始の輸送等に関する安全総点検実施期間」と定め、各事業者等の方々による自主点検を通して、安全性の向上と、輸送安全等に対する意識の高揚を図っております。
各自動車運送事業者等の方々におかれましては、自主点検を実施し、輸送の安全確保に努めましょう。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html

◇◇◇

て】
（配信日：H29.11.24）

貸切バス事業者のみなさま
12月から順次、ドライブレコーダーの装着と映像の記録・保存、及び記録を活用した指導・監督が義務付けられます。該当する車両への装着や指導・監督等について、適切に実施願います。
指導・監督の実施にあたっては、『ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル』をご活用ください。
※ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル
→ http://www.mlit.go.jp/common/001211423.pdf

また、装着や指導・監督が必要となる期日等について、詳細は下記【参考】の各資料にてご確認いただけますが、概ね以下のとおりとなります。

1.ドライブレコーダーの記録を利用した指導・監督の導入
平成29年12月1日より、ドライブレコーダーを装着している自動車の運転者に関して、この記録を利用した指導・監督を義務付け（合わせて、初任運転者等に対する実技訓練以外の指導及び監督の実施時間を6時間以上から10時間以上とする。）。

2.ドライブレコーダーの装着及び記録義務
①平成29年12月1日以降に新規登録を受けた新車について、ドライブレコーダーの装着及び記録の保存を義務付け。
②平成31年12月1日より、使用過程車（平成29年11月30日以前に登録を受けた車両。）についても①の内容を義務付け。
③平成29年12月1日において既に装着されているドライブレコーダーであって性能要件告示で定める一定の要件を満たすものは、平成36年11月30日までの間、これを使用してもよい（満たさないものの使用が認められるのは平成31年11月30日まで。）。
※よって、平成29年12月1日以降に、性能要件告示で定めるいずれかの要件を満たしていないドライブレコーダーを使用過程車に装着する場合、これの使用が認められるのは平成31年11月30日までとなる。

【参考】
※平成28年11月17日報道発表
『貸切バスの安心・安全な運行のため、運転者への指導・監督を強化します～貸切バス事業者の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部改正等について～』
→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000272.html

※ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示
→　http://www.mlit.go.jp/common/001181710.pdf

※旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示
→　http://www.mlit.go.jp/common/001154005.pdf

◇◇◇

動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆